

[登記識別情報の「複写不要」機能について]

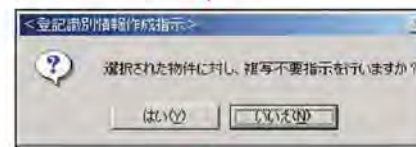


[登記識別情報の「複写不要」機能について]

登記識別情報の複写を要する事件について、当該事件の受付番号で処理している物件の中に登記識別情報の複写を要しない物件が含まれている場合に、該当の物件に対し「複写不要」指示を行うことで、処理状況を「識発待」から「識確待」に更新させて、その後の事件処理を進めることができます(R07021一括修正以降)。



複数の新設物件の一部(左記画面例では100-38の土地)について、登記識別情報の複写指示を行う必要がない場合には、物件の表示をクリックして反転させた上で、「複写不要」ボタンをクリックします。



確認メッセージが表示されますので、「はい」ボタンをクリックします。



複写不要指示を行った物件について、処理状況が「識発待」から「識確待」に更新されます。